

高石市水道事業からのお知らせ

鉛製給水管についての指導基準が変わります

令和3年12月

鉛製給水管（以降、「鉛管」という。）が使用されている場合は、その鉛がわずかに溶け出すことがあるため、本市では鉛管解消を進めております。鉛管解消を進めるために、令和4年4月1日以降に受付する給水装置工事申込書については、図面の書き方及び鉛管に関する指導内容が下記のとおりとなります。

記

1. 既設給水管の管種・口径を図面に記入してください。

事前の現地調査の際にメーター1次側を調査していただき、申込書の図面に、既設給水管の管種、口径を記載してください。記載なき場合は受付できません。

2. 既設の鉛管はお客様のご負担で交換していただく必要があります。

本市水道事業では平成元年以降、給水管の材質を鉛管から塩化ビニール管へと変更しています。

現在水道事業では老朽化した配水管の更新事業を進めており、更新工事の際には可能な限り鉛管の交換を行っていますが、あくまでも給水管はお客様の財産です。そのため、交換につきましてもお客様で行っていただく必要があります。

3. やむを得ず鉛管を使用する場合は誓約書が必要です。

やむを得ない理由により鉛管を使用する際は、工事申込書に誓約書の添付が必要となります。（次頁のとおり。）

以上、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

高石市土木部上下水道課給水係

誓約書

高石市長 宛

今般高石市 丁目 地内に於いて、給水工事を予定しております。

今回の給水工事に関して既設の鉛製給水管を使用しますので、下記の事項について誓約します。

記

- 旅行や朝一番等長時間使用していなかったときの水道使用時は、飲用以外に使用します。
- 将来鉛製給水管に起因して漏水等が生じても、市の行う敷地内の掘削を伴う修繕業務に対し異議を唱え、迷惑を及ぼさないことを誓約致します。
- 上記の内容は、申請地の所有者及び使用者が替わった場合においても、継続されることを誓約致します。

以上

工事申込者

指定工事業者
